

労務トラブル、年金相談を特定社会保険労務士の 河原が解決
河原社会保険労務士事務所

紛争解決の代理業務もできる社会保険労務士（特定社会保険労務士）

河原 清市

埼玉県比企郡小川町大塚 98-2 TEL&FAX 0493-72-0554

メールアドレス kawahara@kawahara-sr.com ホームページ kawahara-sr.com/

トラック運転手の賃金計算って、どうなっているのですか？

最近、運送業における未払い残業代請求事件が多いように思われます。

私自身、昨年、労働審判で何件か取り扱いをしました。取り扱った件とは、まったく関係のないモデルで考えます。そして、運送業の中のトラック運転手Xの残業代・時間外労働の計算方法について、それも、歩合給があるモデルで考えます。条件1は、時間外が別に設定される場合。条件2は、歩合給の中に、前もって20時間分の時間外労働が含まれているモデルを考えます。

条件1 ①基本給 13万6,000円

②歩合給 売り上げの12%=5月の売上げ金額145万円×0.12=17万4,000円

③無事故 2万円

④省エネ、清潔 1万円

⑤所定労働時間は177時間

この条件1で、時間外を30時間した場合、トラック運転手の賃金の計算式を以下に書きます。

$$\begin{aligned} \text{純粋に給料は、} & \text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}=13\text{万}6,000\text{円}+145\text{万}\times 0.12+2\text{万}+1\text{万} \\ & =13\text{万}6,000\text{円}+17\text{万}4,000\text{円}+2\text{万円}+1\text{万円} \\ & =34\text{万円} \text{————— ア.} \end{aligned}$$

次に、時間外労働 (1) 基本の時間外労働単価 $=\frac{\text{①}+\text{③}+\text{④}}{177}=\frac{16\text{万}6,000}{177}=937.9=938\text{円}$

$$938\text{円}\times 1.25\times 30\text{時間}=3\text{万}5,175\text{円} \text{————— イ.}$$

(2) 歩合給の中の時間外労働単価 $=\frac{17\text{万}4,000}{177+30}=840.6=841\text{円}$

$$841\text{円}\times 0.25\times 30\text{時間}=6,307.5\text{円}=6308\text{円} \text{————— ウ.}$$

ゆえに、30時間分の時間外労働をした場合の最終賃金は、

$$\text{ア}+\text{イ}+\text{ウ}=34\text{万円}+3\text{万}5,175\text{円}+6,308\text{円}$$

$$=38\text{万}1,483\text{円} \text{となります。}$$

条件2 ①基本給 13万6,000円

②歩合給 売り上げの12%=5月の売上げ金額145万円×0.12=17万4,000円
ただし、歩合給の中に、20時間分の時間外労働代が含まれている。

③無事故 2万円

④省エネ、清潔 1万円

⑤所定労働時間は177時間

この条件1で、時間外を30時間した場合、トラック運転手の賃金の計算式を以下に書きます。

純粋に給料は、①+②+③+④=13万6,000円+145万×0.12+2万+1万
=13万6,000円+17万4,000円+2万円+1万円
=34万円 ————— エ.

次に、時間外労働 (1) 基本の時間外労働の単価= $\frac{①+③+④}{177} = \frac{16万6,000}{177} = 937.9 = 938$ 円

時間外労働=938円×1.25×30時間=3万5,175円 ————— オ.

(2) 歩合給の中を、残業代と純粋の歩合給にします。

この場合、時間外労働の単価を938円にします。

歩合給=145万円×0.12=17万4,000円
=20時間分の残業代+歩合給
=938円×1.25×20時間+(17万4,000円-938円×1.25×20)
=2万3,450円+15万0,550円=17万4,000円

歩合給の中の時間外の労働については、

$\frac{15万0,550円}{177時間+30時間} \times 0.25 \times 10$ 時間分=728円×0.25×10時間
=1,820円 ————— カ.

ゆえに、30時間分の時間外労働をした場合の最終賃金は、

エ+オ+カ=34万円+3万5,175円+1,820円

=37万6,995円となります。

最後に、雇用契約書の中で、

①歩合給を歩合手当とした場合は、手当になります。

そうすると、歩合手当も時間外労働の単価計算に加算しなければなりません。

そこで、歩合給にすべきです。

②歩合給の中に残業代を含む。とした場合は、何時間分の残業代かの明示がありませんので、これは、労基署の指導の対象になります。

その場合は、どうするかと言いますと、

歩合給の中に、20時間分の残業代を含む。ただし、歩合給に対する残業代の単価は労基法施行規則第19条による。と書くべきです。

(19条は、割増賃金の基礎となる賃金計算の条文です。)